平成２５年（フ）第４２号
長野県千曲市大字桜堂466番地　サンハイツ西村Ａ101号
債務者　酒井みつ子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４６号
長野県千曲市大字内川1203番地２　コーポラスニシザワＢ―202
債務者　高木　人美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５２号
長野県上田市中之条1203番地70　県住Ａ４―102号
債務者　高橋　愛秋
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５５号
三重県鈴鹿市算所４丁目２番12号　マンション光洋岡田Ｎ３Ｂ
債務者　水谷　真理
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７１号
三重県鈴鹿市算所４丁目２番12号　マンション光洋岡田Ｎ３Ｂ
債務者　水谷　隆義
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５０号
兵庫県姫路市余部区下余部316番地１　メゾンルミエールＢ―102
債務者　奥田　里美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０６号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目23番６号101号室
債務者　一色　幸雄
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５１号
奈良県大和郡山市九条町487番地18
債務者　田中縫製こと　田中　弘一
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
鳥取県米子市錦海町２丁目５番８号　303号
債務者　澤田　智美
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２６６号
広島市東区中山南１丁目６番13―203号　石田マンション
債務者　高橋　紀子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
山口県下関市椋野町３丁目20番30―703号　ミリオンマンション、前住所新潟市北区かぶとやま１丁目６番地11
債務者　ウィングことラブレドエステティックこと　石田　康代
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
愛媛県今治市上徳甲200番地３
債務者　阿部　水穂
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３９号
福岡県飯塚市長尾653番地32
債務者　古川　誠一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５２号
福岡県飯塚市鯰田1590番地２　県営鯰田団地６棟401
債務者　山本　尚子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２０号
福岡県宮若市長井鶴884―１　大島コーポ102号、住民票上の住所福岡県田川郡福智町伊方4103番地９
債務者　平緒　景太
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第８６号
福岡県久留米市小頭町２番地１　ライオンズマンション六ツ門第２―205号
債務者　高松　順子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９６号
福岡県久留米市田主丸町長栖342番地１　音吉ＷＡＮ６号
債務者　林　　昭代（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部